

2024年4月11日

(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

住 所: 札幌市白石区本通1丁目南 2-38

氏 名: 一般社団法人北海道自然保護協会(会長 在田一則)

1. 基本的な考え方について

- 風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、本方法書では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、またすべての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。
- このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。
- 環境の保全の見地から事業の中止を求めます。

2. 意見書の提出方法について

- 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。
- インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷およびダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会においても公開するように要望しております。

3. 生物、植物への影響について

- 事業実施想定区域に隣接する北側の区域は、センシティブティマップでは注意喚起レベル A3 であり、重要種であるチュウヒ・オジロワシ・クマタカ・オオワシの生息地です。また、南側に隣接する区域は、センシティブティマップで注意喚起レベル B・C となっており、重要種であるオジロワシ・クマタカの生息地です。このような重要種が生息する地域において、事業を進めるべきではありません。
- 事業実施想定区域の北側は絶滅危惧植物であるネムロコウホネ・エゾナミキソウの群生地です。日本には約 7,000 種類の植物が自生しており、そのうち約 2,900 種類が日本だけに分布する固有植物です。しかし、そのうち 1,690 種類が絶滅危惧植物となっており、貴重な日本産植物のうち、4 種類に 1 種類が絶滅の危機に瀕しているといわれています。絶滅危惧植物を増やす原因でもある土地の改変を伴う事業計画においては、そのような区域を除外すべきです。
- 通算 21 回にわたり「清流日本一」(令和 3 年調査結果)に輝いている後志利別川には、サクラマスやイワナ、アユ、サケ、ヤツメウナギ、ハナカジカ等が生息しており、エルモンヒラタカゲロウ

やアカマダラカゲロウなど、きれいな水を好む魚や昆虫が生息しています。風車の設置や搬入道路の拡大・掘削により、後志利別川やその支流に濁水が流出することで、水棲生物や魚類への悪影響が危惧されます。

4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について

- ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 0.5km とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。
- ・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。

5. 景観に対する影響評価手法について

- ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。

6. 専門家等からの意見概要について

- ・様々なジャンルの専門家より意見聴取を行っていますが、氏名や所属が記載されていません。環境影響評価法に準じた公的書類であることから、個人情報の保護という認識ではなく透明性を図るためにも、準備書以降においては公表すべきです。

7. 累積的影響の評価について

- ・事業実施想定区域と重複する形で、(仮称)JRE 今金せたな風力発電事業(4,300kW 程度、30 基程度)と、(仮称)今金風力発電事業(4,200 6,100kW、最大 51 基)の配慮書が終了しています。さらに周辺でも風力発電計画があり、この一帯においてはあまりにも多くの風車が乱立することにより累積的影響が懸念されます。アセスにおいては、単独事業の評価のみであることから、各事業者と連携をとるべきで、そのようなことが行われないのであれば、事業の中止を検討すべきです。

8. 国有林内での計画について

- ・風車建設予定地は大部分が国有林内であり、土砂流出防備保安林・水源かん養保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずには守らなければならない地域であり、植生自然度9の自然林が含まれていることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。

9. 協議会について

- ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。

10. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。

11. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。

以 上